

6 求 償（加害者への支払請求）

補償先行により、基金が補償を実施すると、基金は被災職員に代わって加害者に対する損害賠償請求権を取得し、それに基づき、損害賠償義務者に対して支払いの請求を行うことになり、このことを求償と言います。

7 同僚加害の場合の取扱い

同僚職員の職務行為が原因で災害が発生した場合は、第三者加害行為事案として取り扱い、原則として、基金が補償先行します 208 ページ が、同僚職員に対する求償は行いません。

—交通事故の場合の取扱い—

同僚職員又は使用者が保有する加害自動車加入している自賠責から損害賠償を受けること（＝賠償先行）が原則です。

もちろん、基金が補償先行すれば、自賠責に対しては求償することになります。

8 示 談

示談とは、当該事故に関する法律上の和解にあたり、一般的には損害賠償や慰謝料等の金額や支払方法について、当事者間の話し合いにより解決することをいいます。裁判等によって損害賠償を請求すると、手続きが面倒であったり、解決までに長期間を要することがあるため、示談によって解決するのが一般的です。

なお、所属長は積極的に被災職員を指導するとともに、場合によっては示談の立会人になることも考えられます。

そこで、示談を行おうとする場合の重要なポイントは次のとおりです。

(1) 交渉相手を選ぶ

誰が損害賠償責任を負うかを確認します。

「3 第三者加害行為事案」とは 210 ページ で述べたとおり、直接の加害者以外にも損害賠償義務者がいる場合があるので、これらの者の収入・資産状況を調べ、支払能力のある者を選び話しを進める必要があります。

—代理人との交渉—

代理権のない者との示談や代理権の範囲を超えた示談は効力がなく、示談内容の履行を拒否されます。代理人と交渉する場合には、代理権の有無やその範囲を委任状で必ず確認することが大切です。

また、いわゆる示談屋との交渉は避けることが賢明です。

(2) 請求額の根拠を明確にする

互いに譲り合うことが示談の精神です。相手方の納得を得やすくし、交渉をスムーズに進めるために必要なことは次のとおりです。

- ① 領収書等の客観的な資料をできる限り用意し、請求の根拠を明確にすることによって、請求金額を算出しておくこと。
- ② 妥当と思えないような法外な請求をしないこと。
- ③ 判例等の法的な根拠を明確にして請求すること。

(3) 示談の時期を選ぶ

できるだけ迅速な示談解決が望ましいと考えられますが、損害の程度について十分な見通しが立っていない時期の示談は、その後の出費を請求できなくなるなど、被害者が不利になりがちです。

そのため傷病が治ゆ（病状固定）し、損害額を確定させてから示談を行うのが最も適切です。

(4) 後遺症や再発による損害も負担させる

災害と相当因果関係のある損害は、すべて相手方が賠償する責任があります。

したがって、後遺症や再発についても、その範囲内で賠償してもらえるようにしておくことが必要です。

(5) 基金の求償権を害するような示談をしない

「治療費は基金が支払うので、加害者には請求しない。」というような示談内容は、基金の損害賠償請求権の行使を不当に妨害するものですから、絶対にしないでください。

賠償金の内訳を明確に

損害賠償と災害補償は「4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係」 211 ページ で述べたとおり、内容が異なります。基金が迅速に補償を実施し、求償・免責事務をスムーズに行えるよう、賠償金の内訳（治療費、傷害の慰謝料、後遺障害の逸失利益及び慰謝料など）を明確にすることが重要です。

(6) 必ず示談書を作成する

口約束による示談も無効ではありませんが、トラブルのもとになります。そこで、示談内容を書面化して明確にすることが必要です。

なお基金が補償先行している場合には、示談書の案文の写しを必ず基金に提出し、基金の承認を受けた後に、正式示談を締結するようにしてください。

— 示談書に必ず明記する内容 —

最も重要な示談金額はむろんのこと、次の事項も必ず明記してください。

- ① 当事者名 ② 事故の日時、場所 ③ 事故の状況 ④ 示談の内容（賠償金の内訳を明確にすること） ⑤ 賠償金の支払方法及び時期 ⑥ 後遺症・再発の取扱い ⑦ 基金の補償先行がある場合の取扱い ⑧ 作成年月日

※交通事故の場合は、加害車両等の登録番号を明記することも必要です。

※もし共済組合員証を使用した場合は、個人負担分以外の保険該当分の治療費についても、示談内容に明記して下さい。

（保険該当分についても、結局は共済組合から基金へ還付請求されるため。）

(7) 示談後は、速やかに基金に示談書を提出する

示談書例を次に示しますが、示談書には特に様式はありません。

示 談 書

事故当事者 被害者（甲）住所・氏名 ×××××
×× ××
加害者（乙）住所・氏名 ○○○○○
○○ ○○
使用者（丙）住所・氏名 △△△△△
△△ △△

1. 事 故 の 日 時 平成11年5月6日 午前10時30分頃
2. 事 故 の 場 所 ○○市××区○○町△△番地先路上
3. 車両の登録番号 甲の車両 ×× ×××
乙の車両 ○○ ○○○
4. 事 故 の 概 況 上記の日時、場所において、信号待ちのために停車していた甲の車両に、東進してきた乙の運転する車両が追突し甲が負傷したもの。

上記の交通事故による人身損害および車両損害については、当事者協議の結果、下記の条件をもって一切円満示談解決することを約しました。よって今後本件に関しては、如何なる事情が生じても、双方裁判上または裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

記

- 1 乙および丙は、甲に対し既払分（休業補償費内払15万円）のほか金 175万円を支払う。ただし、このうち治療費については、乙および丙が直接病院に支払う。
内訳 治療費40万円、休業補償費10万円、慰謝料30万円、障害補償費75万円（内逸失利益43万円、慰謝料32万円）、通院費1万円、諸雑費9万円、甲の車両修理費10万円
 - 2 乙の車両の修理費は乙および丙が負担する。
 - 3 甲にかかる治療費につき、1以外のものの請求が、地方公務員災害補償基金より、乙または丙に対しあったときは、乙および丙は無条件にこれに応ずる。
 - 4 将来甲の負傷が再発した場合、医師の診断により、明らかにこの事故によるものと認められるときは乙および丙において、一切責任をもつものとする。
 - 5 その他不測の事態が生じた場合は協議のうえ誠意をもって解決するものとする。
- 平成12年2月12日

被害者（甲）住所・氏名 ×××××
×× ×× 印
加害者（乙）住所・氏名 ○○○○○
○○ ○○ 印
使用者（丙）住所・氏名 △△△△△
△△ △△ 印